

ノ甚難ヲ察スルコトナリ却テ此ノ機ニ乘ジ更ニ待運  
 改善並ニ退職手当ノ制定ノ要求セトスル者多数  
 ル模様ニシテ将来ハ相当給料スルニヨルモノト認  
 りル

右及申(通)報後也



物

勞組第二二五一號  
 昭和四年十月五日  
 警視總監 丸山鶴吉

労働大臣 安達謙藏 殿  
 社会局長 官殿

4.10.7  
 第 109

合資會社西田木工場ノ勞働爭議ニ関スル件 (才三報)

要旨  
 工場主ハ九月二十九日全職工ヲ集メ貸銀箱下ノ承認ヲ求メタルカ  
 之ヲ拒絶シタルニヨリ工場ノ経営上止ムヲ得サルモノトシテ本月一日職工  
 十七名ヲ解雇シタルニ今午本年議団本部ヲ設ケ改善ニ等ノ指針ヲ與テ  
 解雇反対ヲ標榜シツ、対策協議中